

掛川市規則第27号

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和5年9月29日

掛川市長

(別紙)

掛川市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市火災予防条例施行規則（平成17年掛川市規則第133号）の一部を次のように改正する。

第5条中第2項を削り、同条第3項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

様式第8号中

「
急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備設置
蓄電池設備
届出書
」

を
「
急速充電設備
燃料電池発電設備
発電設備
変電設備
蓄電池設備
設置届出書
」

に、

	電 圧	V	全出力又は 定格容量	KW AH・セル
--	-----	---	---------------	-------------

を

	電 圧	V	全出力又は 蓄電池容量	kW kWh
--	-----	---	----------------	-----------

に改め、同様式（注）2中「定格容量」を「蓄電池容量」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第8号の改正規定は、令和6年1月1日から施行する。